

新旧対照表

私立学校等に係る学校教育法施行細則（平成16年規則第40号）新旧対照表	
改正案	現 行
<p style="text-align: center;">（学校の設置認可の申請）</p> <p>第2条 法第4条第1項の規定により私立の<u>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、又は特別支援学校</u>（以下「学校」という。）の設置についての認可を受けようとするときは、学校設置認可申請書（第1号様式）に省令第3条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">（学校の廃止認可の申請）</p> <p>第3条 法第4条第1項の規定により学校の廃止についての認可を受けようとするときは、学校廃止認可申請書（第2号様式）に省令<u>第15条</u>に規定する書類のほか、前条第12号及び第13号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">（高等学校の課程又は学科の設置認可の申請）</p> <p>第4条 法第4条第1項の規定により高等学校の全日制、定時制若しくは通信制の課程又は学科の設置についての認可を受けようとするときは、高等学校全日制課程等設置認可（計画）申請書（第4号様式）に省令<u>第11条</u>に規定する書類及び図面のほか、第2条第2号から第6号まで及び第9号から第12号までに掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部</u>の設置の認可申請について準用する。</p> <p style="text-align: center;">（高等学校の課程又は学科の廃止認可の申請）</p> <p>第5条 法第4条第1項の規定により高等学校の全日制、定時制若しくは通信制の課程又は学科の廃止についての認可を受けようとするときは、高等学校全日</p>	<p style="text-align: center;">（学校の設置認可の申請）</p> <p>第2条 法第4条第1項の規定により私立の<u>小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園</u>（以下「学校」という。）の設置についての認可を受けようとするときは、学校設置認可申請書（第1号様式）に省令第3条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">（学校の廃止認可の申請）</p> <p>第3条 法第4条第1項の規定により学校の廃止についての認可を受けようとするときは、学校廃止認可申請書（第2号様式）に省令<u>第7条の7</u>に規定する書類のほか、前条第12号及び第13号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">（高等学校の課程又は学科の設置認可の申請）</p> <p>第4条 法第4条第1項の規定により高等学校の全日制、定時制若しくは通信制の課程又は学科の設置についての認可を受けようとするときは、高等学校全日制課程等設置認可申請書（第4号様式）に省令<u>第7条の3</u>に規定する書類及び図面のほか、第2条第2号から第6号まで及び第9号から第12号までに掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>盲学校、聾学校又は養護学校の小学部、中学部、高等部又は幼稚部</u>の設置の認可申請について準用する。</p> <p style="text-align: center;">（高等学校の課程又は学科の廃止認可の申請）</p> <p>第5条 法第4条第1項の規定により高等学校の全日制、定時制若しくは通信制の課程又は学科の廃止についての認可を受けようとするときは、高等学校全日</p>

制課程等廃止認可(計画)申請書(第5号様式)に省令第15条に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第3条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の廃止の認可申請について準用する。

(学校の設置者の変更認可の申請)

第6条 法第4条第1項の規定により学校の設置者の変更についての認可を受けようとするときは、学校設置者変更認可(計画)申請書(第6号様式)に省令第14条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(略)

(高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更認可の申請)

第7条 法第4条第1項の規定により高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更についての認可を受けようとするときは、高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可(計画)申請書(第7号様式)に省令第5条第1項に規定する書類のほか、第2条第5号及び第12号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(略)

(学校の収容定員に係る学則の変更認可の申請)

第8条 法第4条第1項の規定により学校の収容定員に係る学則の変更についての認可を受けようとするときは、収容定員に係る学則変更認可(計画)申請書(第8号様式)に省令第5条に規定する書類及び図面のほか、第2条第5号及び第12号並びに前条第1号から第3号までに掲げる書類並びに次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(略)

(学校の校長の届出)

第9条 法第10条の規定により学校が校長を定めたときは、校長選任届(第9号様式)に省令第27条に規定する履歴書のほか、身分証明書及び就任承諾書並びに校長が免許状を有している場合にあつては、その写しを添えて知事に提出し

制課程等廃止認可申請書(第5号様式)に省令第7条の7に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第3条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、盲学校、聾(ろう)学校又は養護学校の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の廃止の認可申請について準用する。

(学校の設置者の変更認可の申請)

第6条 法第4条第1項の規定により学校の設置者の変更についての認可を受けようとするときは、学校設置者変更認可申請書(第6号様式)に省令第7条の6に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(略)

(高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更認可の申請)

第7条 法第4条第1項の規定により高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更についての認可を受けようとするときは、高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可申請書(第7号様式)に省令第4条の2第1項に規定する書類のほか、第2条第5号及び第12号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(略)

(学校の収容定員に係る学則の変更認可の申請)

第8条 法第4条第1項の規定により学校の収容定員に係る学則の変更についての認可を受けようとするときは、収容定員に係る学則変更認可申請書(第8号様式)に省令第4条の2に規定する書類及び図面のほか、第2条第5号及び第12号並びに前条第1号から第3号までに掲げる書類並びに次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(略)

(学校の校長の届出)

第9条 法第10条の規定により学校が校長を定めたときは、校長選任届(第9号様式)に省令第14条に規定する履歴書のほか、身分証明書及び就任承諾書並びに校長が免許状を有している場合にあつては、その写しを添えて知事に提出し

なければならない。

(学校の目的等の変更の届出)

第10条 政令第27条の2第1項第1号の規定により学校の目的、名称、位置又は学則(高等学校の広域の通信制の課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。以下この条において同じ。)の変更についての届出をしようとするとき、又は同項第5号の規定により学校の経費の見積り及び維持方法の変更についての届出をしようとするときは、目的等変更届(第10号様式)に省令第5条第1項に規定する書類のほか、第2条第12号に掲げる書類及び次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(略)

(高等学校等の専攻科等の設置又は廃止の届出)

第11条 政令第27条の2第1項第2号の規定により高等学校の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科(以下「専攻科等」という。)の設置についての届出をしようとするときは、専攻科等設置届(第11号様式)に省令第11条に規定する書類及び図面のほか、第2条第2号から第6号まで、第9号及び第12号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 政令第27条の2第1項第2号の規定により専攻科等の廃止についての届出をしようとするときは、専攻科等廃止届(第12号様式)に省令第15条に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第3条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(学校の分校の設置又は廃止の届出)

第12条 政令第27条の2第1項第3号の規定により学校の分校の設置についての届出をしようとするときは、分校設置届(第13号様式)に省令第7条に規定する書類及び図面のほか、第2条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 政令第27条の2第1項第3号の規定により学校の分校の廃止についての届出をしようとするときは、分校廃止届(第14号様式)に省令第15条に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げ

なければならない。

(学校の目的等の変更の届出)

第10条 政令第27条の2第1項第1号の規定により学校の目的、名称、位置又は学則(高等学校の広域の通信制の課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。以下この条において同じ。)の変更についての届出をしようとするとき、又は同項第5号の規定により学校の経費の見積り及び維持方法の変更についての届出をしようとするときは、目的等変更届(第10号様式)に省令第4条の2第1項に規定する書類のほか、第2条第12号に掲げる書類及び次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(略)

(高等学校等の専攻科等の設置又は廃止の届出)

第11条 政令第27条の2第1項第2号の規定により高等学校の専攻科若しくは別科又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科(以下「専攻科等」という。)の設置についての届出をしようとするときは、専攻科等設置届(第11号様式)に省令第7条の3に規定する書類及び図面のほか、第2条第2号から第6号まで、第9号及び第12号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 政令第27条の2第1項第2号の規定により専攻科等の廃止についての届出をしようとするときは、専攻科等廃止届(第12号様式)に省令第7条の7に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第3条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(学校の分校の設置又は廃止の届出)

第12条 政令第27条の2第1項第3号の規定により学校の分校の設置についての届出をしようとするときは、分校設置届(第13号様式)に省令第6条に規定する書類及び図面のほか、第2条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 政令第27条の2第1項第3号の規定により学校の分校の廃止についての届出をしようとするときは、分校廃止届(第14号様式)に省令第7条の7に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第3条第1項第1号、第2号及び第4号に

る書類を添えて知事に提出しなければならない。

(学校の校地、校舎等の取得等の届出)

第13条 政令第27条の2第1項第6号の規定により学校の校地、校舎その他直接保育若しくは教育の用に供する土地及び建物（以下「土地等」という。）に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地等の現状に重要な変更を加えようとするときは、校地校舎等変更届（第15号様式）に省令第6条に規定する書類及び図面のほか、第2条第12号に掲げる書類及び次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(略)

(専修学校の設置認可の申請)

第14条 法第130条第1項の規定により私立の専修学校（以下「専修学校」という。）の設置についての認可を受けようとするときは、学校設置認可（計画）申請書（第1号様式）に省令第187条において準用する省令第3条に規定する書類及び図面のほか、第2条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の廃止認可の申請)

第15条 法第130条第1項の規定により専修学校の廃止についての認可を受けようとするときは、学校廃止認可（計画）申請書（第2号様式）に省令第188条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、第2条第12号及び第13号並びに第3条第1項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の設置者の変更認可の申請)

第16条 法第130条第1項の規定により専修学校の設置者の変更についての認可を受けようとするときは、学校設置者変更認可（計画）申請書（第6号様式）に省令第189条において準用する省令第14条に規定する書類のほか、第6条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の高等課程等の設置又は廃止の認可の申請)

第17条 法第130条第1項の規定により専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程（以下「高等課程等」という。）の設置についての認可を受けようとする

掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(学校の校地、校舎等の取得等の届出)

第13条 政令第27条の2第1項第6号の規定により学校の校地、校舎その他直接保育若しくは教育の用に供する土地及び建物（以下「土地等」という。）に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地等の現状に重要な変更を加えようとするときは、校地校舎等変更届（第15号様式）に省令第5条に規定する書類及び図面のほか、第2条第12号に掲げる書類及び次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(略)

(専修学校の設置認可の申請)

第14条 法第82条の8第1項の規定により私立の専修学校（以下「専修学校」という。）の設置についての認可を受けようとするときは、学校設置認可申請書（第1号様式）に省令第77条の9において準用する省令第3条に規定する書類及び図面のほか、第2条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の廃止認可の申請)

第15条 法第82条の8第1項の規定により専修学校の廃止についての認可を受けようとするときは、学校廃止認可申請書（第2号様式）に省令第77条の10において準用する省令第7条の7に規定する書類のほか、第2条第12号及び第13号並びに第3条第1項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の設置者の変更認可の申請)

第16条 法第82条の8第1項の規定により専修学校の設置者の変更についての認可を受けようとするときは、学校設置者変更認可申請書（第6号様式）に省令第77条の11において準用する省令第7条の6に規定する書類のほか、第6条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の高等課程等の設置又は廃止の認可の申請)

第17条 法第82条の8第1項の規定により専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程（以下「高等課程等」という。）の設置についての認可を受けようとする

ときは、専修学校高等課程等設置認可(計画)申請書(第16号様式)に省令第187条において準用する省令第3条に規定する書類及び図面のほか、第2条第2号から第6号まで、第9号及び第12号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 法第130条第1項の規定により専修学校の高等課程等の廃止についての認可を受けようとするときは、専修学校高等課程等廃止認可(計画)申請書(第17号様式)に省令第188条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の目的の変更認可の申請)

第18条 法第130条第1項の規定により専修学校の目的の変更についての認可を受けようとするときは、専修学校目的変更認可(計画)申請書(第18号様式)に省令第189条において準用する省令第11条に規定する書類のほか、第2条第12号に掲げる書類及び変更に係る新旧比較対照表を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の学則の変更の届出)

第19条 法第131条の規定により専修学校の学則の変更(学科の設置及び廃止に係る学則の変更を除く。)についての届出をしようとするときは、専修学校学則変更届(第19号様式)に省令第189条において準用する省令第5条に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第7条第1号及び第2号に掲げる書類並びに収容定員に係る学則の変更の場合にあっては、第7条第3号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 法第131条の規定により専修学校の学科の設置に係る学則の変更についての届出をしようとするときは、専修学校学科設置に係る学則変更届(第20号様式)に省令第189条において準用する省令第11条に規定する書類及び図面のほか、第2条第2号から第6号まで及び第12号並びに第7条第2号及び第3号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 法第131条の規定により専修学校の学科の廃止に係る学則の変更についての届出をしようとするときは、専修学校学科廃止に係る学則変更届(第21号様式)に省令第188条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、第2

るときは、専修学校高等課程等設置認可申請書(第16号様式)に省令第77条の9において準用する省令第3条に規定する書類及び図面のほか、第2条第2号から第6号まで、第9号及び第12号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 法第82条の8第1項の規定により専修学校の高等課程等の廃止についての認可を受けようとするときは、専修学校高等課程等廃止認可申請書(第17号様式)に省令第77条の10において準用する省令第7条の7に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の目的の変更認可の申請)

第18条 法第82条の8第1項の規定により専修学校の目的の変更についての認可を受けようとするときは、専修学校目的変更認可申請書(第18号様式)に省令第77条の11において準用する省令第7条の3に規定する書類のほか、第2条第12号に掲げる書類及び変更に係る新旧比較対照表を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の学則の変更の届出)

第19条 法第82条の9の規定により専修学校の学則の変更(学科の設置及び廃止に係る学則の変更を除く。)についての届出をしようとするときは、専修学校学則変更届(第19号様式)に省令第77条の11において準用する省令第4条の2に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第7条第1号及び第2号に掲げる書類並びに収容定員に係る学則の変更の場合にあっては、第7条第3号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 法第82条の9の規定により専修学校の学科の設置に係る学則の変更についての届出をしようとするときは、専修学校学科設置に係る学則変更届(第20号様式)に省令第77条の11において準用する省令第7条の3に規定する書類及び図面のほか、第2条第2号から第6号まで及び第12号並びに第7条第2号及び第3号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 法第82条の9の規定により専修学校の学科の廃止に係る学則の変更についての届出をしようとするときは、専修学校学科廃止に係る学則変更届(第21号様式)に省令第77条の10において準用する省令第7条の7に規定する書類のほ

条第12号並びに第7条第1号及び第2号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の分校の設置又は廃止の届出)

第20条 法第131条の規定により専修学校の分校の設置についての届出をしようとするときは、分校設置届(第13号様式)に省令第189条において準用する省令第7条に規定する書類及び図面のほか、第2条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 法第131条の規定により専修学校の分校の廃止についての届出をしようとするときは、分校廃止届(第14号様式)に省令第188条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の校地、校舎等の取得等の届出)

第21条 法第131条の規定により専修学校の校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするときは、校地校舎等変更届(第15号様式)に省令第189条において準用する省令第6条に規定する書類及び図面のほか、第2条第12号及び第13条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の校長の届出)

第22条 法第133条において準用する法第10条の規定により専修学校が校長を定めたときは、校長選任届(第9号様式)に省令第189条において準用する省令第27条に規定する履歴書のほか、身分証明書及び就任承諾書並びに校長が免許状を有している場合にあっては、その写しを添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の設置認可の申請)

第23条 法第134条第2項において準用する法第4条第1項の規定により私立の各種学校(以下「各種学校」という。)の設置についての認可を受けようとするときは、学校設置認可(計画)申請書(第1号様式)に省令第190条において準用する省令第3条に規定する書類のほか、第2条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

か、第2条第12号並びに第7条第1号及び第2号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の分校の設置又は廃止の届出)

第20条 法第82条の9の規定により専修学校の分校の設置についての届出をしようとするときは、分校設置届(第13号様式)に省令第77条の11において準用する省令第6条に規定する書類及び図面のほか、第2条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 法第82条の9の規定により専修学校の分校の廃止についての届出をしようとするときは、分校廃止届(第14号様式)に省令第77条の10において準用する省令第7条の7に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の校地、校舎等の取得等の届出)

第21条 法第82条の9の規定により専修学校の校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするときは、校地校舎等変更届(第15号様式)に省令第77条の11において準用する省令第5条に規定する書類及び図面のほか、第2条第12号及び第13条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の校長の届出)

第22条 法第82条の11において準用する法第10条の規定により専修学校が校長を定めたときは、校長選任届(第9号様式)に省令第77条の11において準用する省令第14条に規定する履歴書のほか、身分証明書及び就任承諾書並びに校長が免許状を有している場合にあっては、その写しを添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の設置認可の申請)

第23条 法第83条第2項において準用する法第4条第1項の規定により私立の各種学校(以下「各種学校」という。)の設置についての認可を受けようとするときは、学校設置認可申請書(第1号様式)に省令第78条において準用する省令第3条に規定する書類のほか、第2条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の廃止認可の申請)

第24条 法第134条第2項において準用する法第4条第1項の規定により各種学校の廃止の認可を受けようとするときは、学校廃止認可(計画書)申請書(第2号様式)に省令第190条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、第2条第12号及び第13号並びに第3条第1項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の設置者の変更認可の申請)

第25条 法第134条第2項において準用する法第4条第1項の規定により各種学校の設置者の変更についての認可を受けようとするときは、学校設置者変更認可(計画)申請書(第6号様式)に省令第190条において準用する省令第14条に規定する書類のほか、第6条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の申請)

第26条 法第134条第2項において準用する法第4条第1項の規定により各種学校の収容定員に係る学則の変更についての認可を受けようとするときは、収容定員に係る学則変更認可(計画)申請書(第8号様式)に省令第190条において準用する省令第5条第2項に規定する書類及び図面のほか、第2条第5号及び第12号、第7条第1号から第3号まで並びに第8条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の校長の届出)

第27条 法第134条第2項において準用する法第10条の規定により各種学校が校長を定めたときは、校長選任届(第9号様式)に省令第190条において準用する省令第27条に規定する履歴書のほか、身分証明書及び就任承諾書並びに校長が免許状を有している場合にあっては、その写しを添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の目的等の変更の届出)

第28条 政令第27条の3第1号の規定により各種学校の目的、名称、位置又は学則(収容定員に係るものを除く。)の変更についての届出をしようとするときは、目的等変更届(第10号様式)に省令第190条において準用する省令第5条第1項に規定する書類のほか、第2条第12号及び第10条各号に掲げる書類を添

(各種学校の廃止認可の申請)

第24条 法第83条第2項において準用する法第4条第1項の規定により各種学校の廃止の認可を受けようとするときは、学校廃止認可申請書(第2号様式)に省令第78条において準用する省令第7条の7に規定する書類のほか、第2条第12号及び第13号並びに第3条第1項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の設置者の変更認可の申請)

第25条 法第83条第2項において準用する法第4条第1項の規定により各種学校の設置者の変更についての認可を受けようとするときは、学校設置者変更認可申請書(第6号様式)に省令第78条において準用する省令第7条の6に規定する書類のほか、第6条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の申請)

第26条 法第83条第2項において準用する法第4条第1項の規定により各種学校の収容定員に係る学則の変更についての認可を受けようとするときは、収容定員に係る学則変更認可申請書(第8号様式)に省令第78条において準用する省令第4条の2第2項に規定する書類及び図面のほか、第2条第5号及び第12号、第7条第1号から第3号まで並びに第8条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の校長の届出)

第27条 法第83条第2項において準用する法第10条の規定により各種学校が校長を定めたときは、校長選任届(第9号様式)に省令第78条において準用する省令第14条に規定する履歴書のほか、身分証明書及び就任承諾書並びに校長が免許状を有している場合にあっては、その写しを添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の目的等の変更の届出)

第28条 政令第27条の3第1号の規定により各種学校の目的、名称、位置又は学則(収容定員に係るものを除く。)の変更についての届出をしようとするときは、目的等変更届(第10号様式)に省令第78条において準用する省令第4条の2第1項に規定する書類のほか、第2条第12号及び第10条各号に掲げる書類を添

えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の分校の設置又は廃止の届出)

第29条 政令第27条の3第2号の規定により各種学校の分校の設置についての届出をしようとするときは、分校設置届(第13号様式)に省令第190条において準用する省令第7条に規定する書類及び図面のほか、第2条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 政令第27条の3第2号の規定により各種学校の分校の廃止についての届出をしようとするときは、分校廃止届(第14号様式)に省令第190条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の校地、校舎等の取得等の届出)

第30条 政令第27条の3第3号の規定により各種学校の校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするときは、校地校舎等変更届(第15号様式)に省令第190条において準用する省令第6条に規定する書類及び図面のほか、第2条第12号及び第13条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

第1号様式(第2条、第14条、第23条関係)

=以下略=

学校設置認可(計画)申請書

を設置したいので、学校教育法 { 第4条第1項
第130条第1項
第134条第2項において準用する同法第4条

}の規定により、関係書類を添えて申請します。

第1項

添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の分校の設置又は廃止の届出)

第29条 政令第27条の3第2号の規定により各種学校の分校の設置についての届出をしようとするときは、分校設置届(第13号様式)に省令第78条において準用する省令第6条に規定する書類及び図面のほか、第2条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 政令第27条の3第2号の規定により各種学校の分校の廃止についての届出をしようとするときは、分校廃止届(第14号様式)に省令第78条において準用する省令第7条の7に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の校地、校舎等の取得等の届出)

第30条 政令第27条の3第3号の規定により各種学校の校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするときは、校地校舎等変更届(第15号様式)に省令第78条において準用する省令第5条に規定する書類及び図面のほか、第2条第12号及び第13条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

第1号様式(第2条、第14条、第23条関係)

=以下略=

学校設置認可申請書

を設置したいので、学校教育法 { 第4条第1項
第82条の8第1項
第83条第2項において準用する同法第4条

}の規定により、関係書類を添えて申請します。

第1項

=以下略=

第2号様式（第3条、第15条、第24条関係）

=以下略=

学校廃止認可（計画）申請書

を廃止したいので、学校教育法

{	第4条第1項
	<u>第130条</u> 第1項
	<u>第134条</u> 第2項において準用する同法第4条

第1項 } の規定により、関係書類を添えて申請します。

=以下略=

第6号様式（第6条、第16条、第25条関係）

=以下略=

学校設置者変更認可（計画）申請書

の設置者を変更したいので、学校教育法

{	第4条第1項
	<u>第130条</u> 第1項
	<u>第134条</u> 第2項において準用する

同法第4条第1項 } の規定により、関係書類を添えて申請します。

=以下略=

第7号様式（第7条関係）

=以下略=

高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可（計画）

申請書

=以下略=

第8号様式（第8条、第26条関係）

=以下略=

=以下略=

第2号様式（第3条、第15条、第24条関係）

=以下略=

学校廃止認可申請書

を廃止したいので、学校教育法

{	第4条第1項
	<u>第82条の8</u> 第1項
	<u>第83条</u> 第2項において準用する同法第4条

第1項 } の規定により、関係書類を添えて申請します。

=以下略=

第6号様式（第6条、第16条、第25条関係）

=以下略=

学校設置者変更認可申請書

の設置者を変更したいので、学校教育法

{	第4条第1項
	<u>第82条の8</u> 第1項
	<u>第83条</u> 第2項において準用する同

法第4条第1項 } の規定により、関係書類を添えて申請します。

=以下略=

第7号様式（第7条関係）

=以下略=

高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可申請書

=以下略=

第8号様式（第8条、第26条関係）

=以下略=

収容定員に係る学則変更認可(計画)申請書

学校の収容定員に係る学則の変更をしたいので、学校教育法 { 第4条第1項
第134条第2

項において準用する同法第4条第1項 } の規定により、関係書類を添えて申請し
ます。

=以下略=

第9号様式(第9条、22条、第27条関係)

=以下略=

の校長を定めたので、学校教育法 { 第10条
第133条において準用する同法第10条
第134条第2項において準用する同法

第10条 } の規定により、届け出ます。

=以下略=

第13号様式(第12条、第20条、第29条関係)

=以下略=

学校に分校を設置したいので、 { 学校教育法第131条
学校教育法施行令第27条の2第1項第3号 }
学校教育法施行令第27条の3第2号

の規定により、届け出ます。

=以下略=

第14号様式(第12条、第20条、第29条関係)

=以下略=

{ 学校教育法第131条

収容定員に係る学則変更認可申請書

学校の収容定員に係る学則の変更をしたいので、学校教育法 { 第4条第1項
第83条第2項

項において準用する同法第4条第1項 } の規定により、関係書類を添えて申請しま
す。

=以下略=

第9号様式(第9条、22条、第27条関係)

=以下略=

の校長を定めたので、学校教育法 { 第10条
第82条の11において準用する同法第10
第83条第2項において準用する同法第

10条 } の規定により、届け出ます。

=以下略=

第13号様式(第12条、第20条、第29条関係)

=以下略=

学校に分校を設置したいので、 { 学校教育法第82条の9
学校教育法施行令第27条の2第1項第3号 }
学校教育法施行令第27条の3第2号

の規定により、届け出ます。

=以下略=

第14号様式(第12条、第20条、第29条関係)

=以下略=

{ 学校教育法第82条の9

学校に分校を廃止したいので、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{学校教育法施行令第27条の2第1項第3号} \\ \text{学校教育法施行令第27条の3第2号} \end{array} \right\}$

の規定により、届け出ます。

=以下略=

第15号様式（第13条、第21条、第30条関係）

=以下略=

学校の校地（校舎）を変更したいので、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{学校教育法第131条} \\ \text{学校教育法施行令第27条の2第1項} \\ \text{学校教育法施行令第27条の3第3号} \end{array} \right\}$

6号 } の規定により、届け出ます。

=以下略=

第16号様式（第17条関係）

=以下略=

専修学校高等課程等設置認可 （計画） 申請書

専修学校の $\left\{ \begin{array}{l} \text{高等課程} \\ \text{専門課程} \\ \text{一般課程} \end{array} \right\}$ を設置したいので、学校教育法130第1項の規定によ

り、関係書類を添えて申請します。

=以下略=

第17号様式（第17条関係）

=以下略=

専修学校高等課程等廃止認可 （計画） 申請書

専修学校の $\left\{ \begin{array}{l} \text{高等課程} \\ \text{専門課程} \\ \text{一般課程} \end{array} \right\}$ を廃止したいので、学校教育法130第1項の規定によ

学校に分校を廃止したいので、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{学校教育法施行令第27条の2第1項第3号} \\ \text{学校教育法施行令第27条の3第2号} \end{array} \right\}$

の規定により、届け出ます。

=以下略=

第15号様式（第13条、第21条、第30条関係）

=以下略=

学校の校地（校舎）を変更したいので、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{学校教育法第82条の9} \\ \text{学校教育法施行令第27条の2第1項第} \\ \text{学校教育法施行令第27条の3第3号} \end{array} \right\}$

6号 } の規定により、届け出ます。

=以下略=

第16号様式（第17条関係）

=以下略=

専修学校高等課程等設置認可申請書

専修学校の $\left\{ \begin{array}{l} \text{高等課程} \\ \text{専門課程} \\ \text{一般課程} \end{array} \right\}$ を設置したいので、学校教育法82条の8第1項の規

定により、関係書類を添えて申請します。

=以下略=

第17号様式（第17条関係）

=以下略=

専修学校高等課程等廃止認可申請書

専修学校の $\left\{ \begin{array}{l} \text{高等課程} \\ \text{専門課程} \\ \text{一般課程} \end{array} \right\}$ を廃止したいので、学校教育法82条の8第1項の

り、関係書類を添えて申請します。

=以下略=

第18号様式（第18条関係）

=以下略=

専修学校目的変更認可（計画）申請書

専修学校の目的を変更したいので、学校教育法第130条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

=以下略=

第19号様式（第19条関係）

=以下略=

専修学校の学則を変更するので、学校教育法第131条の規定により、届け出ます。

=以下略=

第20号様式（第19条関係）

=以下略=

専修学校の 課程の 学科の設置に伴い、学則を変更しますので、学校教育法第131条の規定により、届け出ます。

=以下略=

第21号様式（第19条関係）

=以下略=

専修学校の 課程の 学科の廃止に伴い、学則を変更しますので、学校教育法第131条の規定により、届け出ます。

定により、関係書類を添えて申請します。

=以下略=

第18号様式（第18条関係）

=以下略=

専修学校目的変更認可申請書

専修学校の目的を変更したいので、学校教育法第82条の8第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

=以下略=

第19号様式（第19条関係）

=以下略=

専修学校の学則を変更するので、学校教育法第82条の9の規定により、届け出ます。

=以下略=

第20号様式（第19条関係）

=以下略=

専修学校の 課程の 学科の設置に伴い、学則を変更しますので、学校教育法第82条の9の規定により、届け出ます。

=以下略=

第21号様式（第19条関係）

=以下略=

専修学校の 課程の 学科の廃止に伴い、学則を変更しますので、学校教育法第82条の9の規定により、届け出ます。